

## 令和4年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員見解

令和4年8月5日

令和4年度富山県最低賃金の改正決定については、本日まで4回にわたり専門部会を開催し、真摯な議論により十分な審議を尽くしてきたところである。

公益委員としては、労使の意見を踏まえつつ、

- (1) 県内では、春季賃上げ状況において2%強の賃金上昇が見られること、各関係機関が取りまとめたところによると、景気は基調として回復傾向、個人消費は引き続き持ち直しの動きが見られ、設備投資が増加し、消費者物価指数が上昇していること、各種施策等を背景に景気は持ち直しの動きが続くことが期待されること、県内の有効求人倍率は全国に比べて高い水準で推移しており、雇用情勢に改善の動きが見られること等、昨年度とは比較して状況に変化が見られること。
- (2) 労働者の生計費について、消費者物価指数の状況をみると、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」は3.0%を示し、同月以降も上昇傾向が継続しているが、こうした消費者物価の動向は本県においても同様であり、企業物価の上昇により企業経営に厳しさが認められる面はうかがえるものの、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられ、その購買力を維持する観点からも、一定の水準を考慮する必要がある。なお、当該消費者物価の動向は、春季賃上げ妥結、賃金改定状況調査の時点では、未だ十分に勘案されていない可能性があることに留意する必要があること。
- (3) 令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は富山県を含むBランクにおいて31円とされたところであるが、本県においては、現行最低賃金額877円に対する31円の比率は3.53%であり、平成28年度から令和3年度（目安が示されなかった令和2年度を除く）の引上げ率と比べ著しく高い水準ではなく、また、地域間格差への配慮等を勘案して目安が決定されたことや、地域別最低賃金の全国的なバランスを配慮するためとされる目安制度の趣旨を考慮すると、これを参酌すべきと考えられること。
- (4) 最低賃金額を目安どおり31円引き上げた場合、最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく影響率は14.9%となり、本県においては近年に例を見ない高い数値となるが、これは、最低賃金が担う役割の変化や、現行最賃額近傍で区切りの良い900円に分布が一定程度偏在していることによるものと見られ、また、平成28年度から令和3年度（目安が示されなかった令和2年度を除く）までの間に富山を含む全国の都道府県で10%を超える影響率が散見されたにもかかわらず、そのことによって事業継続や雇用維持に県全体で大きな支障が生じたとする報告は、現在のところ確認されていないことから、この値をもって直ちに引上げ額を抑制すべきとは判断されないこと。
- (5) 富山県は日本でも有数のモノづくりの県として発展してきたが、近年、若者の転出超過と生産年齢人口の減少が全国的にみても高い水準にあり、これを抑制することが課題とされてきた。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）等の未来に向けた産業の変革に対応できる人材育成も当県の将来に向けた重要な課題であるが、これらの課題解決には「人への投資」が不可欠であり、今後安定的な人材確

保、優秀な人材の確保を図る上においても、他の都道府県に見劣りしない、魅力的な就労環境を整えておく必要があること。

- (6) 政府は賃上げの環境整備として、業務改善助成金を始めとする「最低賃金・賃金引上げに関する支援」、固定資産税の特例措置等を始めとする「生産性向上に関する支援」、下請取引改善のためのガイドラインの策定・周知等を始めとする「下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援」といった各種施策を実施していること。また、目安にかかる答申をふまえ、業務改善助成金について「原材料費の高騰に対応」などより一層の実効性ある支援の拡充が図られる見込みであり、さらに、下請取引の適正化について「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備にかかる更なる施策展開が行われる見込みであり、中小企業・小規模事業者の支援策のより一層の充実が期待されること。

等の要素を総合的に検討した結果、富山県最低賃金については、現行最低賃金額を31円引き上げ、時間額908円とすることが適当であるとの結論に達したものである。